秘

労働福祉等実態調査票

この調査は大分県統計条例に基づく基幹統計調査です。 多くの事業所の状況を調査結果に反映させたいと考えております ので、ご回答よろしくお願いします。

なお、この調査に記入された事項については統計以外の目的に利用したり、内容を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままに記入してください。

大分県商工労働部労政福祉課

| * | ح | の欄は記入 | しないで | ٠ | ださい。 |
|---|---|-------|------|---|------|
|---|---|-------|------|---|------|

| 整理番号 | | | 業 | 種 | 規 | 模 | Ē | 沂 扂 | 貳 | |
|------|--|--|---|---|---|---|---|-----|---|--|
| 1 | | | | 5 | | 6 | | 7 | | |

~記入にあたってのお願い~

- 1 この調査票は、平成24年6月30日現在の貴事業所の状況について記入してください。 なお、貴事業所で判断できない項目や把握できない事項は、本社等に確認のうえ回答してください。
- 2 回答は、太線で囲んである部分(回答欄)に記入(文字や数字又は該当する番号)してください。
- 3 提出は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて8月31日(金)までに投函してください。
- 4 調査に関するお問い合わせは、**大分県労政福祉課まで**お願いします。電話(097-506-3352)
- 1 事業所の現況 (記入者欄は必ず記入してください。)

| 事業所の所在地(〒 ー) | 記 | 所属課名 | |
|---------------|---|------|--|
| 事業所名 | 入 | 氏 名 | |
| 事業内容又は主要製品名 | 者 | 電話番号 | |

【問 1】 貴事業所を含む同一企業の全常用労働者数の規模についてお伺いします。 (貴事業所のほか本社・支社・工場などがある場合には、その全部の常用労働者数を合計してください。)

| (回答欄) | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|-------|------|------|-----|-----|----|
| 10 | 300人 | 100~ | 30∼ | 10~ | 9人 |
| | 以上 | 299人 | 99人 | 29人 | 以下 |

【問 2】 貴事業所内で働いている方(直接雇用であるか否かは問いません)の人数についてお伺いします。

| | | | | 男 | 性 | | 女 | 性 | |
|-------|-----------------|--------------------------------|----|---|---|----|---|---|---|
| | 常用労働者 | 期間を定めずに雇われて いる者(正社員) | 11 | | Α | 15 | | | Y |
| 直接雇 | 市用力割石 | 期間を定めて雇われている者 (契約社員・期間従業員等) | 19 | | , | 23 | | | Y |
| 田 | 常用労働者 | パートタイム労働者 | 27 | | Α | 31 | | | Y |
| | 常用労働者 以外の労働者 | 臨時・日雇労働者 | 35 | | | 39 | | | Y |
| 直以接 | 以派遣労働者 | | 43 | | J | 47 | | | 人 |
| 直接雇用外 | 業務委託等労働 | 者 | 51 | | J | 55 | | | 人 |

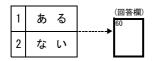
- (注) 1 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
- ※ 役員などであっても事務職員等を兼ねて一定の職務につき、 一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常 用労働者」に含めます。
- 2「パートタイム労働者」(アルバイトは除く)とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。
- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般労働者より短い者
- 3 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者
- 4「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者
- 5「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、貴事業所で働いている別の会社の労働者

1

【問 3】 労働組合の有無についてお伺いします。



【問 4】 就業規則はありますか。



「就業規則」とは、使用者が事業場における労働条件や服 務規律等を定めるものです。(労働基準法第89条) 常時10人以上の労働者(パート・アルバイトを含む)を使 用する事業所は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署 に届出をする義務があります。

以下の質問は、「4 パートタイム労働者」、「5 派遣労働者」、「6 正社員への登用制度」の項を除いて、**常用労働者**についてご回答ください。

2 労 働 時 間

(1) 所定労働時間についてお伺いします。

【問 5】 就業規則等で定められた 1 週間の所定労働時間(所定外・休日労働・休憩時間を除く労働時間) (注) 1 労働時間については、労働基準法第32条で法定労働

を記入してください。

時間が定められ、週40時間となっています。 ただし、常時10人未満の労働者を使用する商業、映 画・演劇業、接客娯楽業、保健衛生業の各事業所につ いては、1日8時間、週44時間となっています。



週によって異なる場合には、1か月平均又は変形時間 内の平均で算出してください。

【問 6】 最近一年間の一人当たりの総実労働時間(期間内に労働者が実際に労働した時間数)を所定内と所定外 に分けて記入してください。

(平成23年7月1日から平成24年6月30日: この期間については暦年・会計年度でも構いません。)

| 所定内実労働時間 | | | | 所定外実労働時間 | | | | 計(年間総実労働時間) | | | | |
|----------|--|----|---|----------|--|--|----|-------------|--|--|--|----|
| 65 | | 時間 | + | 69 | | | 時間 | = 73 | | | | 時間 |

日 休 暇 制 3

(1) 週休制についてお伺いします。

【問 7】週休制の形態(部門、職種等で異なる場合は、最も多い形態)について、該当する番号を選んでください。

| ı | 形態 | 週 休 | 週 休 | 週 | 休 2 | 2 日 | 制 | その他 |
|---|--------|------|------|--------------|---------------|-------------|---------------|------|
| ' | 12 123 | 1 日制 | 1日半制 | 完全 (4週8休) | 月3回 (4週7休) | 隔週又は 月2回 | 月1回 (4週5休) | の週休制 |
| 1 | 番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

(回答欄)

- (注) 1 変形労働時間制・交替勤務制等を採用している事業所にあっては、平均したところの勤務形態で 判断してください。
 - 2 週休制の形態が一定でない場合は、平均的にみて判断してください。
 - 3「その他の週休制」とは、週休3日制など平均して週2日を超える休日制度が該当します。

(2) 特別休暇についてお伺いします。

【問8一①】特別休暇制度はありますか。

| Γ- | 1 | ある | (回答欄) 78 |
|----|---|----|-------------|
| | 2 | ない | |

【問8一②】特別休暇制度の種類ごとの有無及び1回当 たりの最大付与日数を記入してください。

- (注) 1 **「長期勤続者休暇」**とは、一定の勤務年数、例えば、10年、20 年に達した時、年休とは別に付与する休暇をいいます。
 - 2 「夏季休暇」とは、小中学校の夏休みの時期などに、年休とは 別に付与する休暇をいいます。
 - 3 「ボランティア休暇」とは、地域活動、ボランティア活動を行う従業員に年休とは別に一定期間認める休暇をいいます。
 - 4 「病気休暇」とは、従業員が業務外の理由による疾病又は負傷の場合に、年休とは別に取得できる休暇をいいます。
 - 5 「自己啓発休暇」とは、各種教育訓練の受講や免許取得等、 自己啓発を行う目的で年休とは別に取得できる休暇をいいます。
 - 6 「年末年始休暇」とは、年末年始にかけて、年休とは別に付与 する休暇をいいます。

| | 特別休暇の種類 | 制度 あり | 制度なし | | (回答欄) | | 大 日数 |
|---|-----------------------------|----------|------|-------------|-------|--------|---------|
| 1 | 長期勤務勤続者休暇 | 1 | 2 | > | 79 | 86 | 日 |
| 2 | 夏季休暇 | 1 | 2 | > | 80 | 88 | B |
| 3 | ボランティア休暇 | 1 | 2 | | 81 | 90 | 日 |
| 4 | 病気休暇 | 1 | 2 | > | 82 | 92 | 日 |
| 5 | 自己啓発休暇 | 1 | 2 | > | 83 | 94 | 目 |
| 6 | 年末年始休暇 | 1 | 2 | | 84 | 96 | 日 |
| 7 | その他 慶弔休暇 日 結婚休暇 日 | 1 | 2 | > | 85 | 98 | 日 |

※その他の特別休暇のうち最大付与 日数が一番多いものを記入してくださ い。

(3) 年次有給休暇についてお伺いします。

【問9一①】最近一年間の一人当たりの**年次有給休暇の付与及び取得状況**について記入してください。 (平成23年7月1日から平成24年6月30日: 期間については暦年・会計年度でも構いません。)

| 1年間に付与された年次有給休暇の日数 | 100 | 日 |
|--------------------|-----|---|
| 1年間に取得した年次有給休暇の日数 | 102 | B |

- (注) 1 **「付与日数」**とは、1年間新たに付与された日数で、 前年からの<u>繰越日数を含みません</u>。
 - 2 端数については、少数点以下を四捨五入してください。
 - 3 労基法第39条に基づく年次有給休暇の付与日数の取扱いは次のとおりです。

| 【問9- | · ②】時間単位年休制度 の導入状況についてお | ₿伺いします。 |
|------|--------------------------------|---------|
|------|--------------------------------|---------|

| 1 | 設けている | (回答欄) 104 | |
|---|------------------|------------------|--|
| 2 | 設けていないが、今後整備する予定 | | |
| 3 | 設けていないが、今後も整備しない | | |

継続勤務 年 0.5 1.5 2.5 3.5 4.5 5.5 6.5以上 付与日数 10 11 12 14 16 18 20

4 労使協定を締結することにより、1年に5日分を限度 として、「時間単位」で年次有給休暇を付与することが できます。(労基法第39条第4項)

4 育 児・介 護 休 業 制 度

(1) 育児休業の取得状況についてお伺いします。

【間10】 育児休業対象者の出産後の状況について、最近一年間の人数を男女別に記入してください。 (男性は配偶者が出産した労働者が対象です。期間は暦年・会計年度でも構いません。)

| | | | | | | (左記の対象者の出産後の状況) | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---------|---|-----|-----------------|---|-----|------------|---|----------------|--|---|--|--|
| | | | 児休 象 | 老 | | 休業: た者 | | | 休業を かった | | 出産を機に 退職した者 | | | | |
| 女 | 性 | 105 | | Y | 108 | | , | 111 | | Y | 114 | | 人 | | |
| 男 | 性 | 117 | | Ţ | 120 | | , | 123 | | , | 126 | | , | | |

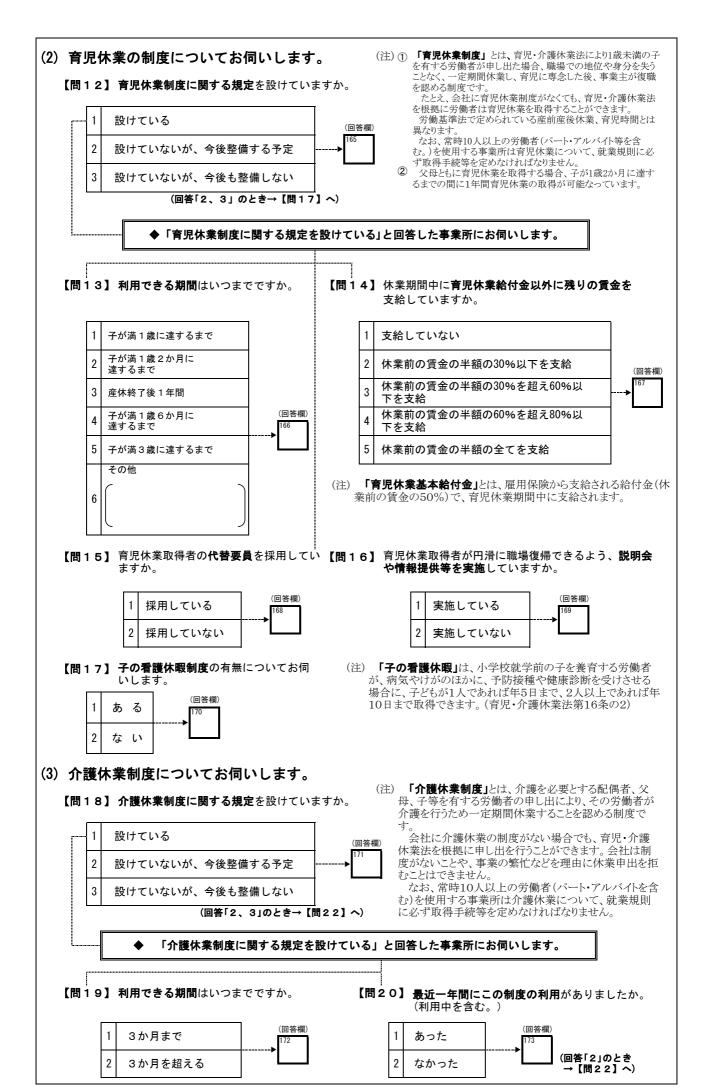
(注) 育児休業取得者の人数は、育児休業 取得の申出により事業所が育児休業とし て認めた者を計上してください。

【問11】育児休業取得者の人数について、男女別・利用期間別に記入してください。

(利用中の者については、予定の利用期間で構いません。)

| | 1 | 週間未 | ₹満 | | 週間以上 ヶ月未満 | | ヶ月以上 ヶ月未満 | თ 6 | /// | 6 1 | ヶ月以上 年未満 | 14 | 年以上 |
|----|--------------|-----|----|-----|--------------|-----|--------------|-----|-----|--------|-------------|-----|-----|
| 女性 | Ė 129 | | Y | 132 | 7 | 135 | Α | 138 | Α | 141 | Α | 144 | 7 |
| 男性 | ± 147 | | 人 | 150 | ٨ | 153 | ٨ | 156 | ٨ | 159 | ٨ | 162 | , , |

(注) 利用期間については、事業所が育児休業として認めた期間を計上してください。

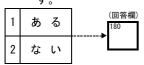


◆ 「介護休業制度の利用があった」と回答した事業所にお伺いします。

【間21】 その人数は何人ですか(男女別に記入)。

| 女 性 | 174 | 人 |
|-----|-----|---|
| 男性 | 177 | Y |

【間22】 介護休暇制度の有無についてお伺いしま



(注) 「介護休暇」は、要介護状態にある対象家族の介護等を行う 労働者は、対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であ れば年10日まで取得できます。(育児・介護休業法第16条の 5)

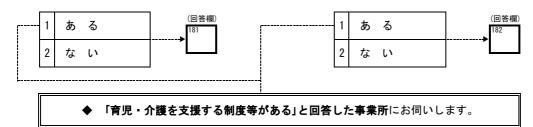
ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日まで、介護休暇制度の義務化は猶予されています。

(4) 仕事と育児・介護に関する両立支援についてお伺いします。

- (注) 3歳未満の子を養育し、又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、事業主は、次の所定労働時間の短縮等の措置を講じなければなりません。(育児・介護休業法第23条)
 - ①3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けること
 - ②3歳未満の子を養育する労働者から請求があった場合は、所定外労働を免除すること
 - ③介護休暇は、労働者が申し出れば取得させること

ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日まで義務化は猶予されています。

【問23】 育児を支援するための制度等がありますか。 【問24】 介護を支援するための制度等がありますか。



【間**25】 育児の支援制度等**としてどのようなものがありますか。

(注) 常時介護を要する対象家族を介護する労働者に 関して、対象家族1人につき連続する93日(介護休 業した期間があれば、それとあわせて93日)以上の 期間における所定労働時間の短縮、フレックスタイム 制、時差通勤等いずれかの導入が義務付けられてい ます。(育児・介護休業法第23条第3項)

| ある | ない | | 【 問26】介護の支援制度等 としてどのようなものがありま |
|----|----|-----|--------------------------------------|
| | | 183 | すか。 |

| | | ග ඉ | ない | |
|---|---------------------|-----|----|-----|
| 1 | 短時間勤務制度 | 1 | 2 | 183 |
| 2 | フレックスタイム制 | 1 | 2 | 184 |
| 3 | 始業・終業時刻の繰上げ、 繰下げ | 1 | 2 | 185 |
| 4 | 所定外労働をさせない | 1 | 2 | 186 |
| 5 | 託児所施設の設置運営 | 1 | 2 | 187 |
| 6 | 育児に要する経費の援助 | 1 | 2 | 188 |
| 7 | その他 | 1 | 2 | 189 |

| | | ある | ない | |
|---|---------------------|----|----|-----|
| 1 | 短時間勤務制度 | 1 | 2 | 190 |
| 2 | フレックスタイム制 | 1 | 2 | 191 |
| 3 | 始業・終業時刻の繰上げ、 繰下げ | 1 | 2 | 192 |
| 4 | 介護サービスの費用の助成 | 1 | 2 | 193 |
| 5 | その他 | 1 | 2 | 194 |

(注)**「その他」**については、選択肢以外で育児・介護に関する支援制度等を設けている場合に「1 ある」を選択してください。「1 ある」を選択した事業所は[]内にその制度等の概要を記入してください。

(5) 再雇用特別措置制度についてお伺いします。 【問27】 再雇用特別措置制度がありますか。 (注) 「再雇用特別措置制度」とは、妊娠、出産、育児又は介 護を理由として退職した者に対して、退職の際に将来再 び雇用されることを希望する旨の申し出があった場合に (回答欄) は、募集又は採用に当たって特別の配慮をする制度を あ る いいます。(育児・介護休業法第27条) 2 い な (回答「2」のとき→【問30】へ) 「再雇用特別措置制度がある」と回答した事業所にお伺いします。 【問29】 最近1年間にこの制度の利用がありましたか。 【問28】 再雇用する期間の上限を定めていますか。 (利用中を含む。) (例 退職して5年以内に就職を希望すれば 再雇用する) (回答欄) (回答欄) 設けている 1 あった

2

なかった

5 パートタイム労働者

設けていない

- ① 「**問2**」でパートタイム労働者数を計上した事業者は、記入漏れのないようにお願いします。
- ② 貴事業所にパートタイム労働者がいない場合は「5 派遣労働者」【問41】にお進みください。

【問30】

2

パートタイム労働者(アルバイトは除く)の、**直近の時間給を、職種別に**記入してください。 該当する者が複数の場合は平均額を記入してください。

| 職種 | 文 | 才象人員 | | 金額(時間給) | | | | | | | |
|------------|-----|------|---|---------|---|---|---|--|--|--|--|
| 一般事務従事者 | 198 | | 人 | 201 | 百 | + | 円 | | | | |
| サービス・販売従事者 | 205 | | | 208 | | | | | | | |
| 生産工程従事者 | 212 | | | 215 | | | | | | | |
| 労務・作業従事者 | 219 | | | 222 | | | | | | | |
| 技術専門職従事者 | 226 | | | 229 | | | | | | | |

- (注) 大分県における最低賃金は、平成23年10月20日から**時間額647円**です。 ただし、産業別最低賃金対象産業については、別途最低賃金が適用になります。
- 一般事務……経理・一般事務等のほか、コンピュータ従事者、集金人等を含む。

サービス・販売……接客従事者、理・美容師等、各種サービス従事者、化粧品、保険等のセールスをはじめとする販売員。

生 産 工 程 …… 生産・建設現場従事者(労務作業者を除く。)及び運搬作業に従事する者。

労務・作業 …… 建物の清掃員及び作業所の資材整理や雑役等の簡単な作業に従事する者。

技術専門職 …… 危険物取扱者、看護師等の専門的業務従事者。

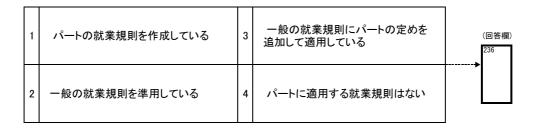
【間31】パートタイム労働者を雇用している主な理由を2つまで選んでください。

| 1 | 雇用調整が容易なため | 5 | 一般労働者の採用が困難であるため | | | |
|---|----------------|---|------------------------------|---|------------|------------|
| 2 | 簡単な仕事内容であるため | 6 | 出産退職、定年退職した一般労働者を 再雇用するため | | (回: 233 | 答欄) 234 |
| 3 | 人件費、経費負担が割安なため | 7 | 一般労働者の労働時間短縮 | | | |
| 4 | 繁忙期(季節、時間帯)対処 | | | - | - | |

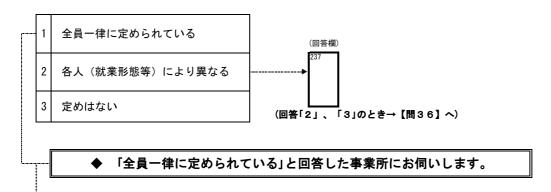
【問32】パートタイム労働者に対して労働条件をどのように明示していますか。

| 1 | 雇入通知書の交付 | 4 | 口頭での説明のみ | (回答欄) 235 |
|---|----------|---|----------|------------------|
| 2 | 就業規則の交付 | 5 | 特に明示しない | |
| 3 | 労働契約書の交付 | | | |

【問33】パートタイム労働者の就業規則はどのようになっていますか。



【問34】パートタイム労働者を雇用の際、雇用期間の定めがありますか。



【間**35】雇用期間**はどのようになっていますか(契約更新の場合は通算期間としない。)。



【**問36**】 パートタイム労働者の**1日の所定労働時間**についてお伺いします。 該当する区分の欄にその該当者数を記入してください。

| 3時間未満 | | | | 引以. 引未: | | | 時間 時間 | | | 時間 時間 | | 81 | 時間以. | Ł | 合 | | 計 | |
|-------|--|---|-----|------------|---|-----|----------|---|-----|----------|---|-----|------|---|-----|--|---|---|
| 239 | | 人 | 243 | | 人 | 247 | | 人 | 251 | | 人 | 255 | | 人 | 259 | | | Y |

【問37】パートタイム労働者の1週間の勤務日数についてお伺いします。 該当する区分の欄にその該当者数を記入してください。

| 2日以内 | | | 3日 | | | | 4日 | | | | 5日 | | | | 6日 | | | | その他 | | | | 伯 | | | |
|------|--|---|----|---|--|---|-----|--|--|---|-----|--|--|---|-----|--|--|---|-----|--|--|---|-----|--|--|---|
| 263 | | J | 26 | 7 | | 人 | 271 | | | 人 | 275 | | | 人 | 279 | | | 人 | 283 | | | 人 | 287 | | | 人 |

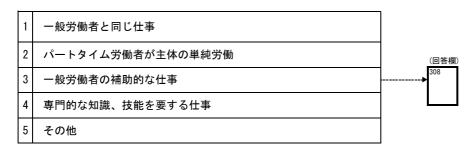
(注)「その他」の例としては、 月の特定日や特定週に勤務 する場合などがあります。

【問38】 パートタイム労働者に次の制度や諸条件の適用がありますか。

| | | ある | ない | |
|---|------------------------------|----|----|-----|
| а | 加入可能な(企業内)労働組合 | 1 | 2 | 291 |
| b | 年次有給休暇制度 (6か月を超える継続勤務の場合) | 1 | 2 | 292 |
| С | 通勤手当 | 1 | 2 | 293 |
| d | 定期昇給制度 | 1 | 2 | 294 |
| е | 賞 与 | 1 | 2 | 295 |
| f | 退職金制度 | 1 | 2 | 296 |
| g | 健康保険・厚生年金保険 | 1 | 2 | 297 |
| h | 雇用保険 | 1 | 2 | 298 |
| i | 労災保険 | 1 | 2 | 299 |

| | | ある | ない | |
|---|-----------|----|----|-----|
| j | 産前産後休暇制度 | 1 | 2 | 300 |
| k | 育児休業制度 | 1 | 2 | 301 |
| 1 | 育児時間制度 | 1 | 2 | 302 |
| m | 生理休暇制度 | 1 | 2 | 303 |
| n | 介護休業制度 | 1 | 2 | 304 |
| 0 | 採用時の健康診断 | 1 | 2 | 305 |
| р | 定期健康診断 | 1 | 2 | 306 |
| q | 福利厚生施設の利用 | 1 | 2 | 307 |

【問39】 パートタイム労働者の主な仕事内容は何ですか。



【問40】 パートタイム労働者の処遇についてお伺いします。

※ パートタイム労働法では、以下の質問項目については「努力義務化」されています。

| | 実施済 | 実施予定あり | 実施予定なし | (回答欄) |
|--|-----|--------|--------|-------|
| パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、経験などを勘案して賃金を決定(パートタイム労働法第9条第1項) | 1 | 2 | 3 | 309 |
| 通常の労働者と比較して、パートタイム労働者の職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用などが同じ場合、その期間について、賃金を通常の労働者と同一の方法で決定(パートタイム労働法第9条第2項) | 1 | 2 | 3 | 310 |
| キャリアアップのための訓練などについては、パートタイム労働者の職務の内容の違いの如何にかかわらず、成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施(パートタイム労働法第10条第2項) | 1 | 2 | 3 | 311 |

6 派遣労働者

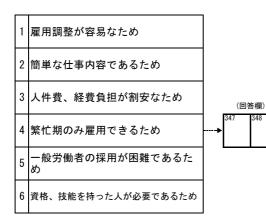
- ① 【間2】で派遣労働者数を計上した事業者は、記入漏れのないようにお願いします。
- ① 常用労働者のうちで、期間を定め雇われている労働者(契約社員・期間従業員等)を雇用している場合は、「6 正社員への登用制度」【問44】にお進みください。
 ③ 上記①、②のどちらにも該当しない事業所については、【問46】にお進みください。

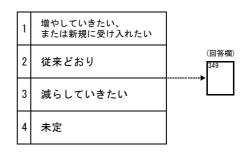
【間41】【間2】に計上されている派遣労働者の労働者派遣契約書に基づく1時間当たりの派遣料の単価を、職種 別に記入してください。

| 職種 | 対象人員 | 金額(派遣料単価) |
|------------|------|-----------|
| 一般事務従事者 | | 315 百 十 円 |
| サービス・販売従事者 | | 322 |
| 生産工程従事者 | | 329 |
| 労務・作業従事者 | | 336 |
| 技術専門職従事者 | | 343 |

(注)一般事務従事者など職種の説明は6 ページの問30の(注)を参照してく ださい。

【問42】派遣労働者を使用している主な理由について2 【問43】今後の派遣労働者の受け入れ予定につい **つ**まで選んでください。 てお伺いします。





7 正社員への登用制度

【問44】正社員(期間の定めのない常用労働者)への 【問45】最近一年間にこの制度により正社員へ登 登用制度がありますか。 用した実績がある場合はその人数を記入 用した実績がある場合はその人数を記入 してください。

| 種別 | 制度あり | 制度なし | (回答欄) |
|--------------|------|------|-------|
| 契約社員・期間従業員から | 1 | 2 | 350 |
| パートタイム労働者から | 1 | 2 | 351 |
| 派遣労働者から | 1 | 2 | 352 |

| 種別 | 人 | . ! | 数 |
|--------------|-----|-----|---|
| 契約社員・期間従業員から | 353 | | , |
| パートタイム労働者から | 356 | | |
| 派遣労働者から | 359 | | |

8 法令に定める日数を上回る休暇又は法令に定めのない独自の休暇

【問46】 貴事業所の休暇制度のうち、ワーク・ライフ・バランス等を推進するため、法令に定める日数を超えて 付与しているもの又は法令に定めのない独自のものがありますか。

| 種別 | 制度 あり | 制度 なし | (回答欄) |
|--------------------------|----------|----------|-------|
| 法令に定める日数を超えて付 与している休暇 | 1 | 2 | 353 |
| 法令に定めのない独自の休暇 | 1 | 2 | 354 |

※休暇の例

誕生日に休日を付与するバースデイ休暇、結婚記念日などの記念日に休暇を付与するアニーバーサリー休暇(メモリアル休暇)、未消化で時効消滅した有給休暇を別途積立てて育児や介護の目的で休暇を付与する積立休暇など。

◆ 上記問46で「制度あり」と回答した事業所にお伺いします。

【問47】 貴事業所の休暇制度のうち、法令に定める日数を超えて付与しているもの又は法令に定めのない独自の ものはどのようなものですか。

| ツ知序の中家について目はめ | | 1 | - / I & V |
|---------------|------|-------|-----------|

※制度の内容について具体的にご記入ください。また、制度の概要をまとめた資料等がございましたら1部御恵与ください。

◎ご協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、記入漏れや誤りがないか、もう一度ご確認のうえ、 同封の返信用封筒に入れて、<u>8月31日(金)</u>までに投函してください。